

令和5年6月定例会

厚生委員会資料
(福祉保健部)

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>目次（略）</p> <p>第1条（略） （定義）</p> <p>第2条（略） （1）～（10）（略）</p> <p>（11）指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（同条第1項に規定する特定費用をいう。以下同じ。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。</p> <p>（12）利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第42条の2によって読み替えられた法第58条第3項第1号に規定する指定療養介護医療（以下「指定療養介護医療」という。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する<u>主務大臣</u>の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。</p> <p>（13）～（17）（略）</p> <p>第3条および第4条（略） 第2節 人員に関する基準 （従業者の員数）</p> <p>第5条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章、第200条の2の11および第200条の10第2項において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として<u>こども家庭庁長官</u>および<u>厚生労働大臣</u>が定めるものをいう。以下この節および第4節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。</p> <p>2および3（略）</p> <p>第6条（略）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1条（略） （定義）</p> <p>第2条（略） （1）～（10）（略）</p> <p>（11）指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（同条第1項に規定する特定費用をいう。以下同じ。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。</p> <p>（12）利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第42条の2によって読み替えられた法第58条第3項第1号に規定する指定療養介護医療（以下「指定療養介護医療」という。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する<u>厚生労働大臣</u>の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。</p> <p>（13）～（17）（略）</p> <p>第3条および第4条（略） 第2節 人員に関する基準 （従業者の員数）</p> <p>第5条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章、第200条の2の11および第200条の10第2項において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として<u>厚生労働大臣</u>が定めるものをいう。以下この節および第4節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。</p> <p>2および3（略）</p> <p>第6条（略）</p>

(準用)

第7条 前2条の規定は、重度訪問介護、同行援護および行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、重度訪問介護について準用する第5条第1項中「こども家庭庁長官および厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

第3節 設備に関する基準

第8条～第43条の4 (略)

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準
(従業者の員数)

第44条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（基準該当居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官および厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節において同じ。）の員数は、3人以上とする。

2 こども家庭庁長官および厚生労働大臣が定める離島その他の地域において基準該当居宅介護を提供する基準該当居宅介護事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、1人以上とする。

3 (略)

第45条～第47条 (略)

(運営に関する基準)

第48条 (略)

2 第4条第2項から第4項までならびに第4節（第21条第1項、第22条、第23条第1項、第27条、第32条、第35条の2および第43条を除く。）および第44条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護および行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第48条第2項において準用する第31条」と、第20条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第48条第2項において準用する次条第2項および第3項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第48条第2項において準用する第21条第2項」と、第25条第1号中「次条第1項」とあるのは「第48条第2項において準用する次条第1項」と、第26条第1項中「第5条第2項」とあるのは「第44条第3項」と、第30条第3項中「第26条」とあるのは「第48条第2項において準用する第26条」と、第31条中「第35条第1項」とあるのは「第48条第2項において準用する第35条第1項」と、第47条第1項第2号中「第44条第3項」とあるのは「第

(準用)

第7条 前2条の規定は、重度訪問介護、同行援護および行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

第8条～第43条の4 (略)

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準
(従業者の員数)

第44条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節において同じ。）の員数は、3人以上とする。

2 厚生労働大臣が定める離島その他の地域において基準該当居宅介護を提供する基準該当居宅介護事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、1人以上とする。

3 (略)

第45条～第47条 (略)

(運営に関する基準)

第48条 (略)

2 第4条第2項から第4項までならびに第4節（第21条第1項、第22条、第23条第1項、第27条、第32条、第35条の2および第43条を除く。）および第44条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護および行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第48条第2項において準用する第31条」と、第20条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第48条第2項において準用する次条第2項および第3項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第48条第2項において準用する第21条第2項」と、第25条第1号中「次条第1項」とあるのは「第48条第2項において準用する次条第1項」と、第26条第1項中「第5条第2項」とあるのは「第44条第3項」と、第30条第3項中「第26条」とあるのは「第48条第2項において準用する第26条」と、第31条中「第35条第1項」とあるのは「第48条第2項において準用する第35条第1項」と、第47条第1項第2号中「第44条第3項」とあるのは「第

48条第2項において準用する第44条第3項」と、同条第2項中「次条第1項」とあるのは「次条第2項」と読み替えるほか、重度訪問介護について準用する場合に限り、第44条中「こども家庭庁長官および厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

第3章 療養介護

第1節 基本方針

第49条～第54条 (略)

(利用者負担額等の受領)

第55条 (略)

2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額および指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する主務大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。

3～5 (略)

(利用者負担額に係る管理)

第56条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護および他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護および他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額および指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する主務大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市に報告するとともに、当該支給決定障害者および当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

第57条～第103条 (略)

(利用者負担額等の受領)

第104条 (略)

2および3 (略)

4 前項第1号および第2号に掲げる費用については、別にこども家庭庁長官および厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5および6 (略)

第105条～第112条 (略)

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

48条第2項において準用する第44条第3項」と、同条第2項中「次条第1項」とあるのは「次条第2項」と読み替えるものとする。

第3章 療養介護

第1節 基本方針

第49条～第54条 (略)

(利用者負担額等の受領)

第55条 (略)

2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額および指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。

3～5 (略)

(利用者負担額に係る管理)

第56条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護および他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護および他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額および指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市に報告するとともに、当該支給決定障害者および当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

第57条～第103条 (略)

(利用者負担額等の受領)

第104条 (略)

2および3 (略)

4 前項第1号および第2号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5および6 (略)

第105条～第112条 (略)

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第113条 (略)

2 (略)

3 前項のサービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者としてこども家庭庁長官および厚生労働大臣が定めるものでなければならない。

4 (略)

第114条～第194条 (略)

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第195条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成26年厚生労働省令第5号。以下この章において「区分命令」という。）第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分命令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分命令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分命令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

(3) (略)

2および3 (略)

第196条～第200条の2の2 (略)

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第200条の2の3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 生活支援員 夜間および深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 区分命令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分命令第1条第5号に規定する区分4に該当す

第113条 (略)

2 (略)

3 前項のサービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものでなければならない。

4 (略)

第114条～第194条 (略)

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第195条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下この章において「区分省令」という。）第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

(3) (略)

2および3 (略)

第196条～第200条の2の2 (略)

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第200条の2の3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 生活支援員 夜間および深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 区分省令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当す

<p>る利用者の数を6で除した数</p> <p>ウ 区分命令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数</p> <p>エ 区分命令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>る利用者の数を6で除した数</p> <p>ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数</p> <p>エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>以下 (略)</p>
--	--

秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
<p>目次 (略)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（同条第1項に規定する特定費用をいう。以下同じ。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。</p> <p>(13)～(16) (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（同条第1項に規定する特定費用をいう。以下同じ。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。</p> <p>(13)～(16) (略)</p> <p>以下 (略)</p>

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第3条関係）

改正案	現行
<p>目次（略）</p> <p>第1条～第26条（略） （母子生活支援施設の長の資格等）</p> <p>第27条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>こども家庭庁長官</u>が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は<u>こども家庭庁長官</u>が指定する社会福祉施設の長の資格を認定するための講習会の課程を修了したもの ア～ウ（略）</p> <p>2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための<u>こども家庭庁長官</u>が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>第28条～第37条（略） （保育の内容）</p> <p>第38条 保育所における保育は、養護および教育を一体的に行うこととし、その内容については、<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に従うものとする。</p> <p>以下（略）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1条～第26条（略） （母子生活支援施設の長の資格等）</p> <p>第27条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>厚生労働大臣</u>が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は<u>厚生労働大臣</u>が指定する社会福祉施設の長の資格を認定するための講習会の課程を修了したもの ア～ウ（略）</p> <p>2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための<u>厚生労働大臣</u>が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>第28条～第37条（略） （保育の内容）</p> <p>第38条 保育所における保育は、養護および教育を一体的に行うこととし、その内容については、<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に従うものとする。</p> <p>以下（略）</p>

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第4条関係）

改 正 案	現 行
<p>目次（略）</p> <p>第1条～第14条（略） （特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じ、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針</p> <p>2（略）</p> <p>第16条～第43条（略） （特定地域型保育の取扱方針）</p> <p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じ、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>以下（略）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1条～第14条（略） （特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じ、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針</p> <p>2（略）</p> <p>第16条～第43条（略） （特定地域型保育の取扱方針）</p> <p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じ、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>以下（略）</p>

秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第4条関係）

改 正 案	現 行
<p>目次（略）</p> <p>第1条～第25条（略） （保育の内容）</p> <p>第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> <p>以下（略）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1条～第25条（略） （保育の内容）</p> <p>第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> <p>以下（略）</p>

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>目次（略）</p> <p>第1条～第4条（略）</p> <p>第2節 人員に関する基準 （従業者の員数）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活および社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他<u>こども家庭庁</u>長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>3～8（略）</p> <p>9 第1項の規定にかかわらず、保育所もしくは家庭的保育事業所等（秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第60号）第3条に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に<u>通所</u>している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。</p> <p>第6条（略）</p> <p>2～8（略）</p> <p>9 前項の規定にかかわらず、保育所もしくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に<u>通所</u>している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。</p> <p>第7条～第22条（略）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1条～第4条（略）</p> <p>第2節 人員に関する基準 （従業者の員数）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活および社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他<u>厚生労働大臣</u>が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>3～8（略）</p> <p>9 第1項の規定にかかわらず、保育所もしくは家庭的保育事業所等（秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第60号）第3条に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に<u>入所</u>している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。</p> <p>第6条（略）</p> <p>2～8（略）</p> <p>9 前項の規定にかかわらず、保育所もしくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に<u>入所</u>している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。</p> <p>第7条～第22条（略）</p>

<p>(通所利用者負担額の受領等)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 および3 (略)</p> <p>4 前項第1号に掲げる費用については、別に<u>子ども家庭庁長官</u>が定めるところによるものとする。</p> <p>5 および6 (略)</p> <p>第24条～第58条 (略)</p> <p>第6節 基準該当通所支援に関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第59条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、保育所もしくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定子ども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に<u>通所</u>している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。</p> <p>第60条～第66条 (略)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第67条 (略)</p> <p>2 および3 (略)</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、保育所もしくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定子ども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に<u>通所</u>している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。</p> <p>第68条～第70条 (略)</p> <p>(通所利用者負担額の受領等)</p> <p>第71条 (略)</p> <p>2 および3 (略)</p> <p>4 前項第1号に掲げる費用については、別に<u>子ども家庭庁長官</u>が定めるところによるものとする。</p> <p>5 および6 (略)</p> <p>第72条～第103条 (略)</p> <p>(利用定員に関する特例)</p> <p>第104条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 離島その他の地域であって<u>子ども家庭庁長官</u>が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして市長が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)については、第2項中「20人」とあるのは、「10人」とする。</p>	<p>(通所利用者負担額の受領等)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 および3 (略)</p> <p>4 前項第1号に掲げる費用については、別に<u>厚生労働大臣</u>が定めるところによるものとする。</p> <p>5 および6 (略)</p> <p>第24条～第58条 (略)</p> <p>第6節 基準該当通所支援に関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第59条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、保育所もしくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定子ども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に<u>入所</u>している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。</p> <p>第60条～第66条 (略)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第67条 (略)</p> <p>2 および3 (略)</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、保育所もしくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定子ども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に<u>入所</u>している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。</p> <p>第68条～第70条 (略)</p> <p>(通所利用者負担額の受領等)</p> <p>第71条 (略)</p> <p>2 および3 (略)</p> <p>4 前項第1号に掲げる費用については、別に<u>厚生労働大臣</u>が定めるところによるものとする。</p> <p>5 および6 (略)</p> <p>第72条～第103条 (略)</p> <p>(利用定員に関する特例)</p> <p>第104条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 離島その他の地域であって<u>厚生労働大臣</u>が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして市長が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)については、第2項中「20人」とあるのは、「10人」とする。</p>
--	--

第8章 雜則

以下 (略)

第8章 雜則

以下 (略)

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例（令和5年秋田市条例第7号）新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
<p>本則（略） 附 則 1（略） （安全計画の策定等に係る経過措置） 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第40条の2（<u>新条例第58条、第62条、第76条、第83条、第84条、第88条、第96条および第101条において準用する場合を含む。</u>）の規定の適用については、<u>新条例第40条の2</u>中「<u>講じなければ</u>」とあるのは「<u>講ずるよう努めなければ</u>」と、「<u>実施しなければ</u>」とあるのは「<u>実施するよう努めなければ</u>」と、「<u>周知しなければ</u>」とあるのは「<u>周知するよう努めなければ</u>」とする。 （自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置） 3 新条例第40条の3第2項（<u>新条例第58条、第62条、第76条、第83条、第84条および第88条において準用する場合を含む。</u>）の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の所在の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えることおよびこれを用いることにつき困難な事情があるときは、施行日から令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。</p>	<p>本則（略） 附 則 1（略） （安全計画の策定等に係る経過措置） 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第40条の2の規定の適用については、<u>同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。</u> （自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置） 3 新条例第40条の3第2項の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の所在の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えることおよびこれを用いることにつき困難な事情があるときは、施行日から令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。</p>

秋田市介護保険条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第19条 (略)</p> <p>附則</p> <p>1～18 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免)</p> <p>19 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限(特別徴収の方法により保険料を徴収されている場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第一号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第一号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたとしたならば同月1日前に納期限が定められるべきであったものを除く。)および令和4年度以前の年度分の保険料であつて令和5年4月1日から規則で定める日までの間に納期限が定められているもの(同月1日前に第一号被保険者の資格を取得したこと等により同日以降に納期限が定められているものに限る。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者を第12条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たす者として、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)および(2) (略)</p> <p>20～23 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第19条 (略)</p> <p>附則</p> <p>1～18 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免)</p> <p>19 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限(特別徴収の方法により保険料を徴収されている場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第一号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第一号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたとしたならば同月1日前に納期限が定められるべきであったものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者を第12条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たす者として、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)および(2) (略)</p> <p>20～23 (略)</p>

請願 ・ (陳情) 令和5年6月市議会定例会提出分 (新規) 継続			
受理 番号	受理 年月日	件名	陳情者名
陳情 第5号	令和5年 6月5日	物価高騰に見合う生活保護基準の緊急な引上げを求めることに関する意見書の提出について	住所 秋田市南通築地1-24 氏名 秋田生活と健康を守る会 会長 後藤 和夫
陳情の要点			左に対する措置等
<p>生活保護基準は、国民の健康で文化的な最低限度の生活を営む上での生活基準であり、国や地方自治体の独自制度の多くの適用基準と連動していますが、昨今の物価高騰に追いついていないことから、物価高騰に見合う緊急な引上げを求めることを国会及び関係行政庁に対して意見書を提出してくださるよう陳情します。</p>			

地方独立行政法人市立秋田総合病院第3期中期目標の設定等について

1 第3期中期目標の設定

地方独立行政法人制度において、市長は「中期目標」を設定して地方独立行政法人に達成すべき業務運営の目標を指示し、法人はこの中期目標を達成するための「中期計画」を策定し、計画的に業務を遂行する仕組みとなっている。

現在の中期目標の期間が令和5年度で終了するため、今年度中に令和6年度から10年度までの5年間の計画期間とする第3期中期目標を設定する。

2 中期目標で定める事項

地方独立行政法人法第25条第2項により、以下の事項について具体的に定めることとされている。

- (1) 中期目標の期間
- (2) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- (3) 業務運営の改善および効率化に関する事項
- (4) 財務内容の改善に関する事項
- (5) その他業務運営に関する重要事項

3 第3期中期目標設定の体制

本目標は、地方独立行政法人法の規定に基づき設置している地方独立行政法人市立秋田総合病院評価委員会への諮問・答申を踏まえ、議会の議決を経て市長が設定する。

4 スケジュール（予定）

時期	内容
令和5年 8月	評価委員会へ諮問
9月	9月市議会の厚生委員会で案を説明 パブリックコメント実施
10月	評価委員会からの答申
11月	11月市議会定例会へ議案（中期目標を定める件）提出
令和6年 2月	2月市議会定例会へ議案（中期計画を認可する件）提出
4月	第3期中期目標および中期計画施行

5 その他

法人が、新病院建設による借入の増により地方独立行政法人法の規定に基づく会計監査人の監査を受けるため、現在本市において公募型プロポーザルにより選任手続を進めている。

- ・会計監査人の選任：設立団体の長（秋田市長）が選任
- ・会計監査人との契約：法人と会計監査人が締結
- ・会計監査人の費用：契約に基づき法人が負担

※資本金の額が100億円以上又は負債の額が200億円以上の場合、会計監査人の監査を受けることが関係法令に規定されている。

第5次秋田市地域福祉計画の策定について

1 計画の概要

(1) 計画の構成

ア 秋田市地域福祉計画

社会福祉法に基づき策定するもので、本市の福祉部門の基本計画で各分野の施策を推進する上での共通理念を示す計画であり、次期計画はイの再犯防止推進計画とウの成年後見制度利用促進基本計画を包含して策定する。

イ 秋田市再犯防止推進計画

再犯防止推進法に基づき策定するもので、適切な再犯防止策を講じること、犯罪をした者等が各種支援を幅広く活用できる機会を増加させ、再犯防止を推進するもの。

ウ 秋田市成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度利用促進法に基づき策定するもので、認知症や知的・精神障がい等により判断能力が不十分なかたが成年後見制度を利用し、法律面や生活面で保護や支援を受けることで、権利や財産が侵害されることなく安心して暮らしていくことができるように、本市の成年後見制度の利用促進に関する基本的な計画を定めるもの。

(2) 計画期間

令和6年度から令和10年度までの5年間とする。

(3) 計画の位置付け

市政全体の基本構想である「秋田市総合計画」のもと、本市の福祉保健部門の基本計画となるものであり、その下に法定計画として福祉サービスの見込量やその確保のための方策などを定める分野ごとの実施計画がある。

(4) 策定体制

プランの策定は、社会福祉法の規定に基づき本市条例により設置している秋田市社会福祉審議会に市長から諮問し、実際の策定作業は、同審議会から委任された地域福祉専門分科会で審議を行いながら進めるものとする。

2 法律により計画に定めるものとされている事項

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

3 計画に盛り込む内容

(1) 基本的な考え方

現状と課題を踏まえて、次の事項を土台に基本理念および基本目標を設定する。

ア 目指す社会像の継承

イ エイジフレンドリーシティの考え方の反映

ウ 「公・共・私」の役割分担と絆づくり

(2) 施策体系（取組）

ア 第4次計画では、4つの基本目標の下に7施策を設定した施策体系としており、第5次計画では、社会福祉法の改正や厚生労働省の通知内容など、現状と課題を踏まえて、今後、取り組んでいくべきことを基本目標として整理し、計画に盛り込む関連施策を体系的に検証し見直すこととする。

イ 第4次計画では、計画の進行管理をしやすくし、達成状況を市民に明確に示すために、可能な限り具体的で計画の達成度の判断が容易に行えるように目標が設定されている。第5次計画においても、同様な視点から目標設定を検討する。

(3) 重点事業

ア 第4次計画策定時には、第3次計画で重点事業とした事業を検証した上で、継続と伸展を目指すもの、重点事業として設定しなくても推進が図れるものなど、見直しや整理を行い2つの重点事業を設定し、公・共・私を取組を推進してきた。

イ 現在、第4次計画における重点事業として、重点事業1「孤立化を防ぐ支え合いの地域づくり」、重点事業2「災害に備えた支え合いの地域づくり」を進めているが、取組を進めていく段階で法の改正があり、新たな取り組みが求められていることから、それらを踏まえ見直しや整理を行うこととする。

4 策定スケジュール（予定）

時 期		内 容
令和5年	5月	第1回社会福祉審議会全体会（諮問）
	6月	6月議会厚生委員会（概要説明）
	7月	第1回地域福祉専門分科会（現行計画評価、作業の実施計画）
	8～9月	素案作成作業
	8月	第2回地域福祉専門分科会（課題抽出、素案審議）
	9月	地域福祉推進関係者意見交換会（意見聴取） 9月議会厚生委員会（素案説明）
	10～11月	原案作成作業
	10月	関係団体ヒアリング（意見聴取）
	11月	第3回地域福祉専門分科会（原案説明）
	12月	11月議会厚生委員会（原案説明） パブリックコメント
令和6年	1月	成案作成作業
	2月	第4回地域福祉専門分科会（成案最終確認） 第2回社会福祉審議会全体会（答申）
	3月	2月議会厚生委員会（成案説明） 計画策定・公表

第6次秋田市障がい者プラン等の策定について

1 プラン等の概要

(1) プランを構成する計画等

ア 秋田市障がい者プラン

障害者基本法に基づき策定するもので、本市の障がい福祉施策の全体像を示す計画であり、イの障がい福祉計画とウの障がい児福祉計画を包含するもの。

イ 秋田市障がい福祉計画

障害者総合支援法に基づき策定するもので、国が示す障害福祉サービス等の提供体制や円滑な実施を確保するための基本指針に即し、目標やその達成のための見込量等を定めるもの。

ウ 秋田市障がい児福祉計画

児童福祉法に基づき策定するもので、国が示す障害児通所支援等の提供体制や円滑な実施を確保するための基本指針に即し、目標やその達成のための見込量等を定めるもの。

(2) 計画期間

プランは、令和6年度から令和11年度までの6年間、福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間とする。

(3) プラン等の位置付け

秋田市障がい者プランは、市政全体の基本構想である「秋田市総合計画」のもと、本市の福祉保健部門の基本計画である「秋田市地域福祉計画」を上位として、その理念を共有する他の福祉および保健に関する計画や「秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画」とも整合性を図るものである。

(4) 策定体制

プランの策定は、社会福祉法の規定に基づき本市条例により設置している秋田市社会福祉審議会に市長から諮問し、実際の策定作業は、同審議会から委任された障がい者専門分科会で審議を行いながら進めるものとする。

2 法律によりプラン等に定めるものとされている事項（努力義務含む）

- (1) 障害福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- (3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- (4) 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- (5) 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援および同項

第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

- (6) 障害児通所支援および障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (7) 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- (8) 指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- (9) 指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

3 第7期障がい福祉計画および第3期障がい児福祉計画の指針（抜粋）

令和5年5月19日厚生労働省通知「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正について」により、計画策定に当たって即すべき事項が定められている。

- (1) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 福祉施設から一般就労への移行等
- (4) 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
- (5) 発達障がい者等支援の一層の充実

4 策定スケジュール（予定）

時 期		内 容
令和5年	5月	第1回社会福祉審議会全体会（諮問） 第1回障がい者専門分科会（概要説明）
	6月	6月議会厚生委員会（概要説明） アンケート調査の実施（6～7月） （手帳所持者、サービス利用状況等の実態把握）
	6～8月	素案作成作業
	9月	第2回障がい者専門分科会（素案審議） 9月議会厚生委員会（素案説明）
	9～11月	原案作成作業
	11月	第3回障がい者専門分科会（原案審議）
	12月	11月議会厚生委員会（原案説明） パブリックコメント
令和6年	1月	成案作成作業
	2月	第4回障がい者専門分科会（成案最終確認） 第2回社会福祉審議会全体会（答申）
	3月	2月議会厚生委員会（成案説明） プラン策定・公表

第11次秋田市高齢者プラン（第9期秋田市介護保険事業計画）の策定について

1 プランの概要

(1) 概要

老人福祉法に基づく「老人福祉計画」と介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとして策定するものであり、介護保険サービスを含む本市における高齢者福祉施策全般に関する実施計画とするもの。

(2) 計画期間

令和6年度から令和8年度までの3年間とする。（介護保険事業計画が介護保険法により1期3年と定められていることに合わせるため）

(3) プランの位置付け

市政の基本構想である「秋田市総合計画」のもと、福祉保健部門の基本計画である「秋田市地域福祉計画」を上位に、他の福祉および保健に関する各計画との整合性を図るとともに、「秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画」に基づく理念を踏まえた計画とする。

(4) 策定体制

プランの策定は、社会福祉法の規定に基づき本市条例により設置している秋田市社会福祉審議会に市長から諮問し、実際の策定作業は、同審議会から委任された秋田市高齢者専門分科会・介護保険運営協議会において審議を行いながら進めるものとする。

2 法律によりプランに定めるものとされている事項（努力義務含む）

- (1) 老人福祉事業の量の目標および事業量の確保のための方策
- (2) 介護サービスの種類ごとの量の見込みおよび見込量の確保のための方策
- (3) 地域支援事業の量の見込み、ならびに各年度における地域支援事業の費用の額および見込量の確保のための方策
- (4) 高齢者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止および保険給付費等の適正化に関し取り組むべき施策および目標に関する事項
- (5) 介護サービスの種類ごとの量、保険給付費の額、地域支援事業の量、地域支援事業の費用の額および保険料の水準に関する中長期的な推計
- (6) 介護サービス事業者相互間の連携の確保およびサービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項
- (7) 地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項
- (8) 高齢者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項
（認知症高齢者等の支援に関する事項、医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項）

3 プランの策定

(1) 策定方針

プランには、老人福祉法および介護保険法により定めるものと規定されている事項をはじめ、本市を取り巻く状況や課題を踏まえた施策を盛り込むとともに、市が独自に実施する各種事業などについても対象とする。

(2) 第9期介護保険事業計画の基本方針

第9期介護保険事業計画の策定にあたっては、国が示す基本指針に沿って内容を見直す必要がある。現時点における基本指針（案）の基本的な考え方は、以下のとおりである。

なお、基本方針（案）については、7月頃に国から示される予定

ア 介護サービス基盤の計画的な整備

(ア) 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

(イ) 在宅サービスの充実

イ 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

(ア) 地域共生社会の実現

(イ) 医療・介護情報基盤の整備

(ウ) 保険者機能の強化

ウ 地域包括ケアシステムを支える介護人材および介護現場の生産性向上

4 策定スケジュール（予定）

時 期		内 容
令和5年	5月	第1回社会福祉審議会全体会（諮問） 第1回高齢者専門分科会・介護保険運営協議会（概要説明）
	6月	6月議会厚生委員会（概要説明）
	6～8月	骨子案作成作業
	9月	第2回高齢者専門分科会・介護保険運営協議会（骨子案審議） 9月議会厚生委員会（骨子案説明）
	9～11月	原案作成作業
	11月	第3回高齢者専門分科会・介護保険運営協議会（原案審議）
	12月	11月議会厚生委員会（原案説明） パブリックコメント
令和6年	1月	成案作成作業 閉会中厚生委員会（施設整備計画、保険料の説明）
	2月	第4回高齢者専門分科会・介護保険運営協議会（成案最終確認） 第2回社会福祉審議会全体会（答申）
	3月	2月議会厚生委員会（成案説明） プラン策定・公表

行政処分による障害児通所給付費返還金の現状について

行政処分による障害児通所給付費返還金の現状について説明するものです。
なお、本返還金は、令和4年度末において全額未収となっております。

※ 参考

歳入	22款5項4目	障害児通所給付費返還金（不正請求額＋加算金）
		予 算 額 48,231,000円
		収 入 済 額 0円
		収入未済額 48,231,230円

1 処分の概要

通所支援計画を適切に作成していないにもかかわらず、本来必要な減算を行わずに障害児通所給付費を受給していた事実等が判明したため、児童福祉法の規定に基づき、次の3法人に対して、令和4年8月25日付けで障害児通所給付費の返還および加算金の支払を求める処分を行った。

また、その処分と同日に、2および3の法人に対して、指定障害児通所支援事業者としての指定の全部の効力を令和4年9月26日から同年12月25日まで3か月間停止する処分を行った。

	1 アイル合同会社	2 NPO法人アイル	3 アーク合同会社
代表者等	令和3年6月1日付け 解散登記 清算人 西方 啓子	代表理事 西方 啓子	代表社員 西方 啓子
法人所在地	秋田市保戸野桜町15 番39号	秋田市保戸野桜町15 番39号	秋田市保戸野金砂町2 番32号
対象事業所名	アイル (令和3年5月まで)	アイル (令和3年6月から)	アーク
対象サービス	放課後等デイサービス、 児童発達支援	放課後等デイサービス、 児童発達支援	放課後等デイサービス

2 当該法人からの返還金の徴収に向けた対応状況

NPO法人アイルおよびアーク合同会社は、行政処分による返還命令を不服とし、処分の取消を求める訴訟を秋田地裁へ提起したため、係争中である。

令和4年	9月26日	NPO法人アイルおよびアーク合同会社について、 障害児通所支援事業者の指定の全部効力を停止 ※ 停止期間中も事業再開、返還金納付についての 折衝を継続
	12月21日	NPO法人アイルおよびアーク合同会社が返済予定 表を市へ提出
	12月26日	事業所アイルが営業を再開（事業所アークは同日付 けで休止）
令和5年	2月14日	折衝の結果、3法人ともに分割納付する意志が示さ れ、2月中に書類を提出することとなった。
	2月27日	書類提出について連絡したところ、代表者から「弁 護士の指示により、提出しない」旨の返信あり
	3月15日	被処分者のうち、NPO法人アイルおよびアーク合 同会社が給付費の返還命令等を不服とし、行政処分 による返還命令等の取消訴訟を秋田地裁へ提起した。 （訴状は2月21日付け）
現在		顧問弁護士に訴訟を委任し、弁論準備手続中

3 未収金額内訳

(1) アイル合同会社	<u>29,355,231円</u>
不正請求額	20,968,023円
加算金額	8,387,208円
(2) NPO法人アイル	<u>10,757,299円</u>
不正請求額	7,683,785円
加算金額	3,073,514円
(3) アーク合同会社	<u>8,118,700円</u>
不正請求額	5,799,072円
加算金額	2,319,628円
(4) 合計	<u>48,231,230円</u>

4 今後の対応

- ・裁判において、本市の行政処分の適法性等を主張し、請求棄却を求める。
- ・市の債権管理条例に基づき、未収となっている返還金の適切な徴収に努める。